

防府市協働推進員設置要綱

平成29年1月4日制定

(目的)

第1条 各所属における協働の活用及び協働に関する情報の収集、共有を図ることで、市民等との協働を推進し、もって本市の活力あるまちづくりに資するため、各所属に協働推進員を設置する。

(職務)

第2条 協働推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所属する職場内において協働を推進するために必要な検討を行うこと
- (2) 所属する職場内において協働に関する普及啓発活動を行うこと
- (3) 市民等からの協働に関する提案、問合せ等に対応すること
- (4) 必要に応じて他の所属の協働推進員との協議及び調整を行うこと
- (5) その他、協働の推進に関して必要なこと

(選任)

第3条 各所属長は、主任級以上の職員のうちから1名以上を協働推進員に選任し、地域振興課長に報告する。

(任期等)

第4条 協働推進員の任期は選任された年度の末日までとし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第5条 地域振興課長は、協働推進員相互の情報交換及び連絡調整を図るため、必要に応じて協働推進員連絡調整会議を開催する。

- 2 会議は、地域振興課長が招集し、地域振興課参画協働推進係長が議長を務めるものとする。

(支援体制)

第6条 地域振興課長は、協働推進員が職務を行う上で必要な情報を提供するため、研修を行う等、必要な支援を行うものとする。

(報告)

第7条 協働推進員は、毎年、年度終了後1月以内に協働による事業の実施状況を地域振興課長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協働推進員に係る庶務は、総合政策部地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。